

## ひらつか創業サポーターズ 実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市内で新たに創業し、現に営業している事業者※（以下「創業者」という。）に対し、市内に本社、事業所等を置く事業者（以下「創業サポーターズ」という。）が事業活動の支援を行うことで、創業者の事業活動が強化されるとともに、創業サポーターズの販路拡大等が促進されることにより、地域経済活性化の推進を図ることを目的とする。

※産業競争力強化法 第2条 第23項で定めるものをいう。

### (実施主体)

第2条 本要領は、平塚市創業支援事業計画の認定連携創業支援事業者である、平塚商工会議所、平塚市、平塚信用金庫の3者（以下「実施機関」という。）が共同で実施するものとする。

### (登録要件)

第3条 実施機関は、次の各号に掲げる条件を満たす場合は、創業者の事業活動の支援を希望する事業者として創業サポーターズの登録ができるものとする。

- (1) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (2) 事業者の役員等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (3) その他、実施機関が定める要件を満たしていること。

### (登録申請)

第4条 創業サポーターズへの登録は、別に定める「ひらつか創業サポーターズ登録申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添えて実施機関に提出するものとする。

### (登録承認)

第5条 実施機関は、申請内容が問題ない場合は承認し、登録証を交付するものとする。

### (登録内容、期間及び取消し)

第6条 登録内容は、創業サポーターズからの申し出がない限り継続するものとする。但し、第3条の各号に掲げる条件を満たさなくなったときは、実施機関は登録内容を取消することができる。

### (利用要件)

第7条 創業サポーターズによる支援を利用できる創業者は、産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された、同法第2条24項に規定する、本事業を除く創業支援事業、及び様式2に記載されている実施主体である各機関の専門・窓口等による支援を受けた者とする。

### (利用申請)

第8条 創業サポーターズによる支援を希望する創業者は、次の各号に掲げる条件を満たす場に、別に定める「ひらつか創業サポーターズ利用申請書」を実施機関に提出するものとする。但し、支援を受けることができる期間は、利用承認書に明記されている期間までとするが、次の各号に掲げる条件を満たさなくなった場合は、同期間内であっても実施機関は利用承認を取消することができる。

- (1) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (2) 事業者の役員等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (3) その他、実施機関が定める要件を満たしていること。

(決定通知)

第9条 実施機関は、前条の申請が妥当であると認めた場合、これを承認するものとし、申請者に通知し、利用承認書を発行するものとする。

2 当該申請に関して承認できない場合も同様に通知するものとする。

3 承認された創業者に対して、創業サポーターズは支援することができることとする。

(免責事項)

第10条 本要領に基づき応援を受けた場合に生じた一切の責任は、創業者及び創業サポーターズが負うものとする。

(料金等)

第11条 本要領に基づく支援にかかる費用は、創業者及び創業サポーターズが負担するものとする。

(情報の取扱について)

第12条 本要領にかかる情報については、本要領に基づく内容に限り実施機関内で共有するものとする。

(その他)

第13条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。